

PRESS RELEASE



平成 29 年 10 月 25 日

< 報道関係各位 >

大樹町と住宅金融支援機構が【フラット 3 5】子育て支援型・地域活性化型の協定を締結

独立行政法人住宅金融支援機構（東京都文京区後楽 1-4-10、理事長 加藤 利男）は、民間金融機関との提携による最長 3 5 年長期固定金利住宅ローン【フラット 3 5】を提供しております。

機構では平成 29 年 4 月より【フラット 3 5】の新制度「【フラット 3 5】子育て支援型」及び「【フラット 3 5】地域活性化型」（別紙 1）の取り扱いを開始しております。

本制度では、「子育て支援」、「UIターン」、「コンパクトシティ形成」に係る施策を実施している地方公共団体と機構が相互協力に関する協定を締結した場合、地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット 3 5】のお借入れ金利を**当初 5 年間、年 0.25%**引き下げます。

本日、**大樹町**と【フラット 3 5】子育て支援型・地域活性化型の協定を締結しました（要件の概要は別紙 2 参照）。

既に協定を締結している 7 団体（夕張市、江別市、砂川市、南幌町、当麻町、芽室町、幕別町）に加えて、大樹町との締結によって、道内での適用は計 8 団体となります。

協定締結日

平成 29 年 10 月 25 日（水）

報道関係者からの連絡先

独立行政法人住宅金融支援機構 北海道支店地域営業グループ

（担当：福島 / 熊谷 / 古瀬） TEL 011-261-8346

【フラット35】子育て支援型及び【フラット35】地域活性化型について

1 対象となる事業の要件

以下の(1)及び(2)の要件に適合し、住宅金融支援機構が設置した有識者委員会において、事業内容が適切であると認められた事業が対象となります。

(1) 事業を実施する地方公共団体において、計画又は方針に基づき、以下のいずれかの取組を積極的に実施していること。

子育て支援

保育の受け皿の整備等の子育て支援の取組

UIJターン

起業支援等の地域活性化に資する取組及び空き家の解消に資する取組

コンパクトシティ形成

都市機能の誘導等のコンパクトシティ形成に資する取組及び空き家の解消に資する取組

(2) 地方公共団体において、住宅の建設又は購入に対して、補助金交付などの財政的支援を行うものであること。

2 対象となる住宅等の要件

施策		対象となる要件(例)	
		世帯等の要件	住宅の種類
【フラット35】 子育て支援型	子育て支援	若年子育て世帯	既存住宅
		若年子育て世帯・親世帯等による同居・近居	新築住宅・既存住宅
【フラット35】 地域活性化型	UIJターン	UIJターンによる移住	新築住宅・既存住宅
	コンパクトシティ形成	居住誘導区域内に移住	新築住宅・既存住宅

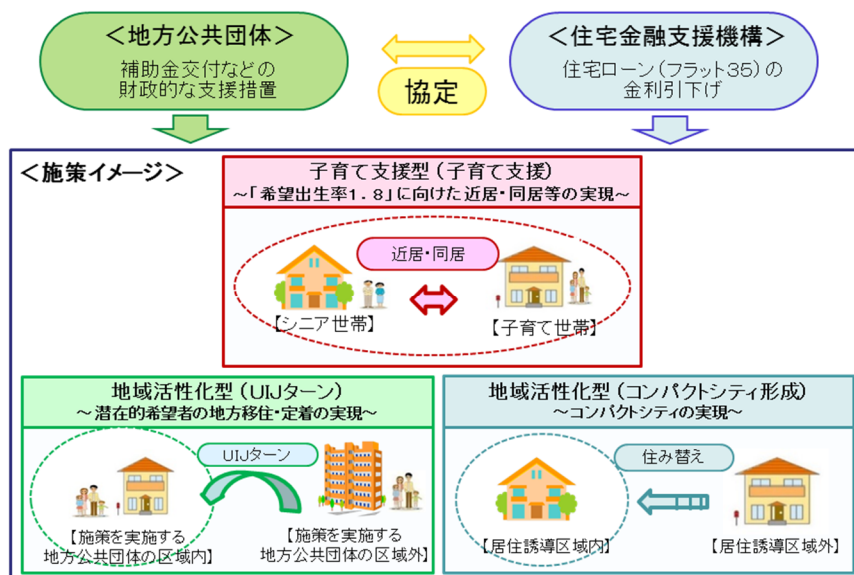
対象となる要件は、地方公共団体が地域の実情を踏まえて設定します。

3 金利引下げ幅

フラット35のお借入れ金利から、**当初5年間、年0.25%**引き下げます。

- 1 本制度には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。
- 2 複数の金利引下げ制度の併用については、取扱いが異なる場合があります。

(制度イメージ)



大樹町における

【フラット 3 5】子育て支援型及び【フラット 3 5】地域活性化型の概要

【フラット 3 5】子育て支援型

・大樹でかなえるマイホーム支援事業

http://www.town.taiki.hokkaido.jp/soshiki/kensetsu/kenchiku/my_home.html

対象となる補助金	【フラット 3 5】子育て支援型の種別及び要件
大樹でかなえる マイホーム支援 補助金	【フラット 3 5】子育て支援型（若年子育て世帯） (1) 住宅を新築又は新築住宅を購入すること (2) 補助金申請者の年齢が、補助金申請日において満 40 歳未満であること (3) 補助金申請者の子が次のいずれかに該当すること ア 補助金申請日において中学校修了前 イ 妊娠中で、補助金完了実績報告()までに出産予定
	【フラット 3 5】子育て支援型（同居） (1) 住宅を新築又は新築住宅を購入すること (2) 補助金申請者を含む、3 世代以上の直系親族が同居すること (3) (2) の同居家族の子が次のいずれかに該当すること ア 補助金申請日において中学校修了前 イ 妊娠中で、補助金完了実績報告()までに出産予定 (4) 入居後 5 年間、同居状況の確認に協力できること(同居家族含む)
	【フラット 3 5】子育て支援型（近居） (1) 住宅を新築又は新築住宅を購入すること (2) 補助金申請者の親世帯が大樹町内に居住していること (3) 補助金申請者の子が次のいずれかに該当すること ア 補助金申請日において中学校修了前 イ 妊娠中で、補助金完了実績報告()までに出産予定 (4) 入居後 5 年間、近居状況の確認に協力できること(近居家族含む)

補助金完了実績報告とは、物件の所有権保存（移転）登記完了後 30 日以内に大樹町に行っていただく報告のことです。

【フラット35】地域活性化型

・大樹でかなえるマイホーム支援事業

http://www.town.taiki.hokkaido.jp/soshiki/kensetsu/kenchiku/my_home.html

対象となる補助金	【フラット35】地域活性化型の種別及び要件
大樹でかなえるマイホーム支援補助金	【フラット35】地域活性化型（UIターン） (1) 大樹町外から大樹町に移転すること (2) 入居後5年間、居住状況の確認に協力できること

大樹町内での【フラット35】子育て支援型及び【フラット35】地域活性化型の利用に当たっては、お客さまが大樹でかなえるマイホーム支援補助金の要件を満たした上で、大樹町から上表に示す要件を満たしたことを示す「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けることが必要です。

大樹でかなえるマイホーム支援補助金には予算戸数があります。詳しくは大樹町にご確認ください。